

ひとり親家庭の ハンドブック



大分県

このハンドブックでは、
ひとり親家庭向けのさまざまな支援制度を紹介しています。
わからないことがあれば、ひとりで悩まず、各窓口にご相談ください。

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）

次のいずれかに該当する方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭

- ・ 配偶者と死別した方
- ・ 配偶者と離婚した方
- ・ 配偶者の生死が不明な方
- ・ 配偶者から遺棄されている方
- ・ 配偶者が海外にいるか拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- ・ 配偶者が心身の障がいのため長期にわたって働けない方
- ・ 婚姻によらないで母（父）となった方

か 夫 寡婦

かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人したのち
なお配偶者のない状態にある方

目次

● 相談窓口	
・大分県母子・父子福祉センター	5
・母子・父子自立支援員	6
・大分県女性相談支援センター	6
・児童相談所	6
・法テラス	7
● 手当・貸付制度のこと	
・児童手当	8
・児童扶養手当	9
・特別児童扶養手当	11
・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	12
・生活福祉資金貸付制度	14
・住宅支援資金貸付制度	15
● 就労のこと	
・大分県母子家庭等就業・自立支援センター	16
・ハローワーク マザーズコーナー	16
・自立支援教育訓練費給付金	17
・高等職業訓練促進給付金等	17
● 就学援助制度・奨学金のこと	
・小中学生を対象とした支援制度	18
・高校生を対象とした支援制度	19
・「日本学生支援機構」奨学金	20
・「大分県奨学会」奨学金	21
● 子育て支援サービス	
・大分県子育て支援ポータルサイト「子育てのタネ」	24
・大分県公式LINE	24
・いつでも子育てほっとライン	25
・おおいた子育て応援パスポート	25
・病児保育・一時預かり・短期入所生活援助事業・ ファミリー・サポート・センター	26
● 医療のこと	
・ひとり親家庭等医療費の助成	27
・こども医療費	28
・医療情報	29
● その他	
・放課後児童クラブ・こども食堂・県営住宅への優先入居	30
● 問い合わせ先	31

ひとり親家庭や子育てのための制度

子どもの年齢	0歳	～6歳	～12歳	～15歳	～18歳	18歳～
学校	就学前		小学校	中学校	高等学校	大学等
手当・貸付	児童手当 P 8					
	児童扶養手当 P 9					
	特別児童扶養手当 P 11					
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 P 12					
	生活福祉資金貸付制度 P 14					
助成			就学援助 P 18			
					奨学金 P 20	
医療費	ひとり親家庭等医療費助成 P 27					
	子ども医療費助成 P 28					

※制度ごとに年齢条件が違いますので、20歳未満であっても対象とならない場合があります。
くわしくは各窓口へお問い合わせください。（31ページをご覧ください。）

相談窓口

Q. ひとり親になり、不安でいっぱいです。
お金のこと、就労のこと、こどもや自分自身のこと。
どこに相談したら良いですか？

○大分県母子・父子福祉センター

ひとり親家庭の皆さんからの生活相談や就労相談に
専任の相談員が面接や電話により応じています。

また、弁護士の先生による無料の法律相談も実施しています。

「こどもの養育費について弁護士の先生に相談したい」「生活が安定しない」

「まだひとり親じゃないけど、制度を色々知っておきたい」等

秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

父子家庭の
お父さんの
相談も承っています

開館日時：火曜～金曜 10時～18時

月曜 10時～17時

休館日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

所在地：大分市大津町2丁目1-41

大分県総合社会福祉会館3階

電話：097-552-3313

メール：info@oita-boshikafu.jp



面談を希望される方は、
事前にご連絡ください。

親子面会交流のご相談も
受けています。

無料法律相談

女性弁護士による無料法律相談を実施しています。

毎月2回、13時～17時（※事前予約制）

離婚前相談

養育費

雇用問題

面会交流

DV

消費者問題

令和8年4月より民法等が改正され、法定養育費制度が導入されます。

離婚時に養育費の取り決めがなくても、取り決めるまでの間、こどもと暮らす親が
他方の親へ、こども一人あたり月額2万円の養育費を請求できます。

制度の詳細はこちら



○母子・父子自立支援員

市のひとり親家庭等担当課では、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭や寡婦の皆さんからの様々な相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

○大分県女性相談支援センター

大分県女性相談支援センターでは、困難な問題を抱える女性からの電話相談や来所相談を行っています。

相談は無料です。また、秘密は固く守ります。

・電話相談

相談専用電話 097-544-3900

月曜～金曜 9時～21時

休日 13時～17時及び18時～21時

・来所相談

月曜～金曜 9時～17時

※事前予約制（097-544-3900）

所在地：大分市荏隈町2丁目3番1号

○児童相談所

18歳未満のこどもに関するあらゆる相談に応じています。

こどものことで、困ったことがあった時は、いつでも気軽に相談してください。

児童相談所では、児童福祉司、児童心理司などが相談に応じ、必要に応じて社会診断、心理診断などを行い、それぞれのこどもに適した助言や援助を行います。

養護の相談

養育困難、虐待などの相談、里親、養子縁組などの相談

非行の相談

家出、暴力、窃盗などの問題行動の相談

心身障害の相談

言葉が遅れている、知的な発達の遅れがある、自閉的なところがある、

手足や体に不自由なところがある、目や耳に不自由なところがあるなどの相談

育成相談

登校できない、落ち着きがない、多動であるなど性格行動上の問題の相談

・電話相談 大分県中央児童相談所 097-544-2016

大分県中央児童相談所 大分支所 097-579-6650

(夜間・休日等の開庁時間は、中央児童相談所（荏隈）へ転送となります。)

中津児童相談所 0979-22-2025

○法テラス

法テラスでは、お問い合わせ内容に応じて、解決に役立つ法制度や適切な相談窓口の情報を電話やメール、面談で提供しています。

経済的にお困りの方には、無料法律相談（上限３回）や弁護士・司法書士費用等の立替えも行っています。（※事前予約が必要です）

離婚

借金（債務整理）

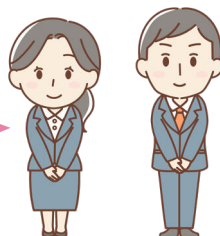
金銭トラブル

相続

労働問題

養育費

気軽に下記までお問い合わせ
ご相談ください。



電 話：０５７０－０７８３７４（法テラス・サポートダイヤル）

受付時間：平日９時～１７時

所 在 地：大分市城崎町２－１－７

手当・貸付制度のこと

Q. 手当や割引制度について教えてください。

○児童手当

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されるものです。（所得制限なし）

【支給額】

支給区分		支給金額
3歳未満	第1子及び第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳以上 高校生年代	第1子及び第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

【支給時期】

隔月（偶数月）の年6回
それぞれの前月分まで（2か月分）を支給します。

詳しくは、お住まいの市町村児童手当担当課へ
公務員の方は勤務先へお問い合わせください

○児童扶養手当

18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある
児童（一定の障がいをもつ場合は20歳未満）を
養育しているひとり親家庭の母または父などに支給されます。

【対象者】

- ・支給要件に該当する児童を監護する母
- ・支給要件に該当する児童を監護し、その児童と生計を同じくする父
- ・父母以外の者で支給要件に該当する児童を養育している養育者

【支給要件】

- ・父または母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

【支給制限】

次のいずれかに該当する場合は、上記の要件に該当していても
手当は支給されません。

- ・国内に住所がない場合
- ・請求者および同居の家族の方の前年所得が一定額以上の場合
- ・請求者および児童が公的年金を受けられることができる場合
（公的年金額が手当額より低いときは、差額を支給される場合があります）
- ・対象児童が児童福祉施設等に入所している場合
- ・里親に委託されている場合
- ・児童が父または母の配偶者（事実上の婚姻関係にある者も含む）
に養育されている場合

※母（父）に対する手当は、支給開始月から5年または支給要件に
該当した月から7年を経過した時は、手当額が減額になることがあります。

【手当月額】（令和8年4月から適用）

支給区分	全部支給	一部支給
児童1人	月額 48,050円	月額（所得に応じて決定） 11,340円～48,040円
児童2人以上 （児童1人につき）	月額 11,350円加算	月額（所得に応じて決定） 5,680円～11,340円加算

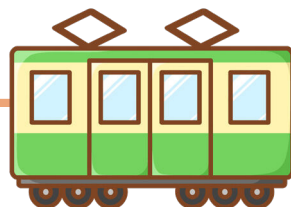
【支給時期】

原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月までの手当が支給されます。

（例）5月支給分＝当年3、4月分の計2ヶ月分

詳しくは、市町村児童扶養手当担当課までお問い合わせください。

○JR通勤乗車券の割引制度



児童扶養手当の受給者およびその方と同一世帯の方が
JRの通勤定期乗車券を購入する場合、およそ3割で購入できます。
※他の割引制度（学割など）との併用はできません。

詳しくは、市町村児童扶養手当担当課までお問い合わせください。

○特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害を有する20歳未満の児童の父もしくは母または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

【支給制限】

次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- ・対象児童が日本国内に住所を有していない場合
- ・対象児童が、障害を事由とする公的年金を受給できる場合
- ・対象児童が、児童福祉施設等に入所している場合
- ・受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合

【手当月額】（令和8年4月から適用）

1級該当児童 1人につき	58,450円
2級該当児童 1人につき	38,930円

【支給時期】

原則として、4月、8月、11月にそれぞれ前月までの手当が支給されます。

（例）8月支給＝4月～7月の計4ヶ月分

詳しくは、市町村特別児童扶養手当担当課までお問い合わせください。



Q. ひとり親が利用できる貸付制度はありますか？

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活の支援やお子さんの福祉を推進することを目的とした貸付制度です。

大分県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表（令和8年4月現在）

資金種類	対象	貸付限度額	貸付期間
修学	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	別表のとおり	修学期間中
技能習得	母子・父子家庭の親 寡婦	月額68,000円 (特別な事情がある場合 (12月相当) 816,000円) (自動車運転免許 460,000円)	習得期間中 5年以内
修業	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	月額68,000円 (自動車運転免許 460,000円)	習得期間中 5年以内
就職支援	母子・父子家庭の親、寡婦 母子・父子家庭の児童 父母のない児童	110,000円 (通勤用自動車購入 340,000円)	
生活	母子・父子家庭の親 寡婦	知識技能習得中 月額141,000円 (特別な事情があるとき(3月相当) 423,000円) その他 月額118,000円 (生計中心者でない場合 月額79,000円) ※7年未満の母子・父子家庭 総額2,832,000円以内 (養育費取得のための裁判費用 (12月相当) 1,416,000円)	知識技能習得中 5年以内 医療介護受給中 1年以内 失業期間中 1年以内 7年未満の母子・父子家庭
就学支援	寡婦が扶養する子 母子・父子家庭の児童 父母のない児童	別表のとおり	

学 校 等 種 別			学 年				
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自 宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自 宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 （専門課程又は専攻科）	国公立	自 宅	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外	78,000	78,000	78,000	78,000	
	私立	自 宅	89,000	89,000	89,000	89,000	
		自宅外	126,500	126,500	126,500	126,500	
短期大学	国公立	自 宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私立	自 宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大学	国公立	自 宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自 宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000			183,000
専修学校（一般課程）			55,000	55,000			

※前年所得が682万円を超える場合は別途ご相談ください。

就学支度資金貸付限度額一覧表

（令和8年4月1日から適用）単位：円

学 校 等 種 別		限 度 額	
小学校（所得税非課税世帯）		91,600	
中学校（所得税非課税世帯）		101,000	
国公立の高等学校、専修（高等課程、一般過程） 私立の専修学校（一般課程）	自 宅	150,000	
	自 宅 外	160,000	
私立の高等学校、専修学校（高等課程）	自 宅	410,000	
	自 宅 外	420,000	
大学 短期大学 大学院 高等専門学校 専修学校（専門課程又は専攻科）	国公立	自 宅	420,000
		自 宅 外	430,000
	私立	自 宅	580,000
		自 宅 外	590,000
修業施設 （厚生労働大臣が定める施設）	中卒者	自 宅	150,000
		自 宅 外	160,000
	高卒者	自 宅	272,000
		自 宅 外	282,000

・お問い合わせ先

貸付に関するご相談は、市にお住まいの方は地域の市母子・父子福祉担当課、町村にお住まいの方は地域の県保健所地域福祉室までご連絡ください。
申請から貸付金交付までは、通常で1ヶ月半程かかります。お早めにご相談ください。

生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに
その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

生活福祉資金一覧表（令和8年3月末時点）

資金の種類			貸付条件			
			貸付限度額	措置期間	償還期限	貸付利率
総合 支援 資金 （注）	生活支援費	・失業世帯等の生活再建までの間に必要な生活費用	（二人以上）月20万円以内 （単身）月15万円以内 ・貸付期間：原則3月 最長12月以内（延長3回）	最終送金月末日 から6月以内	措置期間経過後 10年以内	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年利1.5%
	住居入居費	・失業世帯等の敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付日 （生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終送金月末日） から6月以内		
	一時生活再建費	・失業世帯等の生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内			
福祉 資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費等	資金の用途に応じて 上限額が異なる	貸付日 （分割による交付の場合には最終送金月末日） から6月以内	資金の用途に応じて償還期限が異なる	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年利1.5%
	緊急小口資金 （注）	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付日から 2月以内	措置期間経過後 1年以内	無利子
教育 支援 資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	（高校）月3.5万円以内 （高专）月6万円以内 （短大）月6万円以内 （大学）月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能	卒業後6月以内	措置期間経過後 20年以内	無利子
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			

注）総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

※貸付にあたっては、各都道府県社協によって定められている審査基準により審査・決定されます。

お問い合わせ先 市町村社会福祉協議会

住宅支援資金貸付制度

母子・父子自立支援プログラムを策定し、就労に意欲的に取り組む
ひとり親の方へ住宅支援資金の貸付を行う制度です

【貸付対象者について】

以下の①と②の両方に該当する方

- ①大分県内にお住まいの児童扶養手当を受給している方または所得が
児童扶養手当支給水準の方
- ②「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けている方

【貸付額等について】

貸付額：月額上限70,000円（入居している住宅の家賃実費）
貸付期間：最大12ヶ月
利 息：無利子

【返還免除について】

下記の①または②に該当する場合、償還を一括して免除します。

- ①現に就業をしていない方が、貸付から1年以内に就職をし、1年間就労を
継続したとき
- ②現に就業している方が、貸付から1年以内に母子・父子自立支援プログラム
策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就労継続をしたとき

【お問い合わせ】

まずは、プログラム策定について、以下にご相談ください。

- 「母子・父子自立支援プログラム」の策定について
大分県母子家庭等就業・自立支援センター（大分市大津町2-1-41）
TEL：097-552-3313 MAIL：info@oita-boshikafu.jp

※以下の市でもプログラムの策定ができます。

（臼杵市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市）

- 「住宅支援資金貸付」の申請書や手続きについて
社会福祉法人大分県社会福祉協議会（大分市大津町2-1-41）
TEL：097-515-7771

Q. 就職活動について、どこか相談ができる場所はありますか？

○大分県母子家庭等就業・自立支援センター

大分県母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親の方、寡婦の方を対象に就業相談、就業情報の提供、職業あっせんなど一貫した就業支援サービスの提供を行っています。

遠方の方には自宅への訪問も行っていますので、ぜひお気軽にご相談ください。

開館日時：火曜～金曜 10時～18時
月曜 10時～17時
休館日：土曜・日曜・祝日・年末年始
(12月29日～1月3日)
所在地：大分市大津町2丁目1-4 1
大分県総合社会福祉会館3階
電話：097-552-3313



就職活動に同行して欲しい

働きやすい企業を知りたい

就職活動中
子どもを預けられる場所を知りたい

病児保育施設を知りたい

○ハローワーク マザーズコーナー

マザーズコーナーでは、子育てをしながら働くことを希望している方に対する就職支援を行っています。

お問い合わせ先

- ・ハローワーク大分マザーズコーナー
097-533-6969
- ・ハローワーク別府マザーズコーナー
0977-23-8609
- ・ハローワーク中津マザーズコーナー
0979-24-8609

Q. 資格取得を考えています。何か利用できる制度はありますか。

○自立支援教育訓練給付金 (R 8 年 3 月末時点)

ひとり親の方が、職業能力開発のために教育訓練の講座を受講したときに、教育訓練に要した経費の 6 割 (上限あり) 等を給付します。

- ・対象者 ひとり親の方

○高等職業訓練促進給付金等 (R 8 年 3 月末時点)

ひとり親の方が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため学校等で 6 ヶ月以上修業するときに、修業する全期間 (上限 4 8 ヶ月※) の生活費を給付します。また修業が修了した時点で修了支援給付金を給付します。

※ R 8 年 4 月より准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は上限 6 0 ヶ月

・対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士
美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格
など

- ・対象者 ひとり親の方

お問い合わせ先 ・東部保健所地域福祉室 (姫島村・日出町にお住まいの方)
0 9 7 - 5 3 3 - 6 9 6 9

・西部保健所地域福祉室 (九重町・玖珠町にお住まいの方)
0 9 7 3 - 7 2 - 9 5 2 2

市部にお住まいの方は、市によって取扱いが異なりますので
市役所ひとり親家庭担当課にお問い合わせください。

※ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 (入学準備金、就職準備金) の貸付もあります。

お問い合わせ先 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 (大分市大津町 2 - 1 - 4 1)
0 9 7 - 5 1 5 - 7 7 7 1

Q. こどもの就学援助について教えてください。

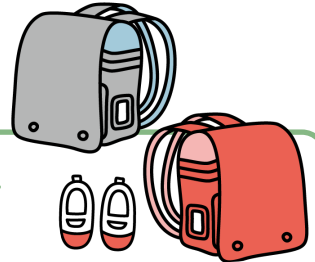
◆小・中学生を対象とした支援制度

○就学援助制度

経済的理由により小中学校への就学が困難な児童生徒を対象に、学用品費、学校給食費、医療費など、学校生活にかかる費用の一部を援助する「就学援助」を行っています。

援助の内容や、申し込みの手続きは、各市町村によって異なります。

お問い合わせ先 お住まいの市町村教育委員会・お子さんが在籍する学校



○私立小・中学生対象の家計急変世帯支援事業

私立の小学校、中学校に通っている児童生徒が対象です。

学校入学後に保護者の失職・倒産等により家計が急変し

年収400万円未満かつ資産700万円以下となった世帯を対象に、年額最大33.6万円を支援します。（学校が代理受領し、授業料が減額されます。）

お問い合わせ先 お子さんが在籍する学校、または
大分県総務部学事・私学振興課 097-506-3079

◆高校生を対象とした支援制度

○高等学校等就学支援金制度

- ・授業料の全額あるいは一部を支援する制度です。
原則、学校が生徒に代わって受け取り、授業料に充当されます。

○高校生等奨学給付金制度

- ・年収目安490万円未満世帯を対象に、授業料以外の教育費（教科書費、教材費など）の一部を、県から直接保護者に支払います。

(※いずれも、要件に該当せず対象外となる場合があります。)

お問い合わせ先 お子さんが在籍する学校、または

公立高校：大分県教育庁教育財務課 097-506-5447

私立高校：大分県総務部学事・私学振興課 097-506-3085

◆大学生等を対象とした支援制度

○大学生等への修学支援

大学等における修学の支援に関する法律に基づき、認定を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の入学生や在校生のうち、一定の条件を満たす方は給付型奨学金の支給や入学金・授業料の減免措置を受けられます。

詳しくは、各学校へお問い合わせください。

または、**文部科学省特設ホームページ**（「**学びたい気持ちを応援します**」）をご覧ください。



文部科学省「学びたい気持ちを応援します」HP

様々な団体の奨学金がありますが、ここでは身近な
「日本学生支援機構（JASSO）」と「大分県奨学会」をご紹介します。

◆「日本学生支援機構」奨学金

○給付型奨学金

住民税非課税世帯およびそれに準じる世帯の人等を対象とした
原則返還不要の給付型の奨学金です。

【対象者】大学・短期大学・高等専門学校（４～５年）
専修学校（専門課程）に在学する生徒

○貸与型奨学金

卒業後、返還する必要がある奨学金です。
利子の付かない第一種奨学金と、利子の付く第二種奨学金があります。

【対象者】大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）
および大学院に在学する生徒

詳しくは、日本学生支援機構ホームページをご覧ください。



お問い合わせ先 日本学生支援機構 奨学金相談センター
０５７０－６６６－３０１

※手続きのスケジュール等については在学する学校の奨学金窓口までご確認ください。

◆「大分県奨学会」奨学金

高等学校等・大学・短期大学の在学者を対象に
無利子の奨学金を貸与します。

〈高等学校〉

○高等学校等奨学金・入学支度金（※入学支度金は入学時1回のみ貸与です。）

【対象者】

- ①保護者等が県内に住所を有する者
- ②優秀で勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者

学力基準	家計基準
中学校または高等学校等における 学力評定平均値が定められた値以上	保護者の所得金額が当奨学会の定める 基準額以下であること

※但し、次の世帯の生徒は学力の基準を適用しません。

- ・生活保護世帯
- ・市町村民税が非課税または減免世帯
- ・保護者の年間の全収入が生活保護世帯の基準額の1.5倍以下

※その他にも、通学費等奨学金、修学旅行費等奨学金があります。

〈大学・短期大学〉

○大学奨学金・入学支度金（※入学支度金は入学時1回のみ貸与です。）

【対象者】

- ①保護者等が県内に住所を有する者
- ②優秀な資質を有しているが、経済的な理由により修学困難な者

学力基準	家計基準
高等学校における 評定平均値が5段階評価で3.0以上	保護者の所得金額が当奨学会の定める 基準額以下であること

貸与金額については、23ページをご覧ください。

お問い合わせ先 公益財団法人 大分県奨学会
097-506-5620

〔 奨学金・授業料等減免制度の検索システム 〕

国内の大学、短期大学、地方公共団体等が行う
奨学金や授業料減免制度等について
検索することができます。詳しくはJASSO
のホームページをご覧ください。



○大分県奨学会の高校・大学の毎月の貸与額

区分				貸与月額	標準貸与総額
高校奨学金	高等学校等 奨学金	国公立	自宅	18,000 円	648,000 円
				14,000 円	504,000 円
				9,000 円	324,000 円
			自宅外	23,000 円	828,000 円
				18,000 円	648,000 円
				12,000 円	432,000 円
		私立	自宅	30,000 円	1,080,000 円
				23,000 円	828,000 円
				15,000 円	540,000 円
			自宅外	35,000 円	1,260,000 円
				27,000 円	972,000 円
				18,000 円	648,000 円
	入学支度金	国公立	1 回のみの 貸与額	50,000 円	50,000 円
		私立		100,000 円	100,000 円
	修学旅行費	国内	1 回のみの 貸与額	160,000 円	160,000 円
				80,000 円	80,000 円
		海外		220,000 円	220,000 円
				110,000 円	110,000 円
	通学費	割引運賃が 7,000 円以上		3,000 円	108,000 円
		割引運賃が 10,000 円以上		5,000 円	180,000 円
		割引運賃が 20,000 円以上		10,000 円	360,000 円
		割引運賃が 30,000 円以上		15,000 円	540,000 円
大学奨学金	大学	国公立大学・ 短大	自宅	39,000 円	1,872,000 円
			自宅外	43,000 円	2,064,000 円
		私立	自宅	46,000 円	2,208,000 円
			(短大)	45,000 円	1,080,000 円
			自宅外	54,000 円	2,592,000 円
			(短大)	51,000 円	1,224,000 円
	入学支度金	国公立	1 回のみの 貸与額	300,000 円	300,000 円
		私立			
	伊藤隼・マサ 代・孝子奨学 金	国公立	自宅	50,000 円	2,400,000 円
			自宅外	56,000 円	2,688,000 円
		私立	自宅	59,000 円	2,832,000 円
			自宅外	69,000 円	3,312,000 円

子育て支援サービス

大分県では、どなたでも使える様々な子育て支援サービスを実施しています。

○大分県子育て支援ポータルサイト「子育てのタネ」

大分県公式の子育て支援ポータルサイト「子育てのタネ」では、県内の子育て情報をライフステージや目的から探すことができます。



きっと役立つ
大分県の子育て情報満載
WEBサイトへGO!

大分県子育て支援ポータルサイト
子育てのタネ

子どもの健康・医療情報
公園やイベント情報
各種助成金情報

子育てのタネ
HP



○大分県公式LINE

ご利用の手順

- ① 大分県公式LINEアカウントと友達になる
- ② 「結婚・妊娠・子育て」をタップ
- ③ 「子育て チャット相談」をタップ



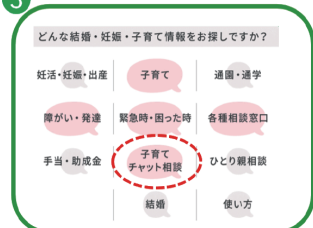
1



2



3



対応時間：平日9：00～17：00 ※最終受付：16：30

【お問い合わせ】大分県福祉保健部子ども政策局子ども未来政策課 ☎097-506-2712

○いつでも子育てほっとライン

子育てに関する不安や悩みストレスなどどんな些細なことでも構いません。子育てに悩んだときはひとりで抱え込まず、まずは相談してください。24時間365日体制で子育てに関するあらゆる相談を受け付けています。



○おおいた子育て応援パスポート

子育て家庭に対して優しいサービスを提供する「子育て応援店」でパスポートを提示すると、商品の割引やこどもへのプレゼントなどそれぞれのお店が用意するうれしい特典が受けられます。
また、ホームページではパスポートの登録ができるほか県内各地の子育て応援店を探すこともできます。



お得なサービス (例)

- ・ドリンク1杯サービス
- ・レジャー施設割引
- ・スクール入会金無料 など

乳幼児連れの外出支援・応援サービス

- ・おむつ換えや授乳スペース
- ・こども用トイレ
- ・ミルクのお湯の提供
- ・手荷物の預かり など



検索・登録は公式HPから



大分県・おおいた子育て応援パスポート事業

○病児保育

こどもが急病のときや、保護者が仕事を休めず、病気のこどもを看病できないときなどに病児保育をご利用いただけます。

病児保育ネット予約サービス

「**テオテ**」から

施設の空き状況確認や予約が可能です。



○一時預かり

一時預かりとは、保育園などにおいて、通常の保育利用者以外に保護者の急病や緊急な用事、リフレッシュの時などのために、乳幼児を一時的に預かるサービスです。

実施している保育など詳しくは、お住まいの市町村担当課へお問い合わせください。

○短期入所生活援助（ショートステイ）事業・子育て短期支援事業

ショートステイ事業とは、保護者の方が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上または環境上の理由により、家庭においてこどもの養育が一時的に困難となった場合などに、児童養護施設や里親家庭などで養育・保護することです。令和8年3月現在、姫島村を除くすべての市町で実施しています。詳しくは、お住まいの市町の担当課へお問い合わせください。

○ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）と、子育てを手伝いたい人（提供会員）が会員となって、地域の中で育児の相互援助活動を行う有償のボランティア会員組織です。令和8年3月現在、姫島村を除くすべての市町で実施しています。詳しくは、お住まいの市町の担当課へお問い合わせください。

○ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭の親とその児童、または父母のいない児童が健康保険により医療機関を受診した場合、医療費の自己負担額の一部を助成しています。

【助成対象者】

大分県内に住所を有する者のうち

18歳の年度末までにある児童を監護しているひとり親家庭の親とその児童
父母のいない児童

※所得制限により対象とならない場合があります。

【県の助成内容】

医療保険各法に規定する保険給付を受ける者が負担すべき額から、下記の一部負担金を除いた額を助成します。

ただし、入院時の食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は対象となりません。

ひとり親家庭等医療費助成事業における一部自己負担金（医療機関ごと）

種別	親	児童
通院	1日500円まで 負担上限：月4回（最大2,000円まで）	無料
入院	1日500円まで 負担上限：月14回（最大7,000円まで）	無料
薬局	無料	無料

※医療機関等を受診する際は、受給資格者証を毎回提示してください。

事前に受給資格の認定が必要ですので、詳しくはお住まいの市町村
ひとり親家庭等医療費担当課にお問合せください。

○こども医療費の助成

こどもの傷病の早期治療を促進し、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため医療費の自己負担額の一部を助成しています。

【助成対象者】

大分県内に住所を有するこどものうち

未就学児：入院・通院医療費

小・中学生：入院医療費

高校生年代：入院・通院医療費

【県の助成内容】

医療保険各法に規定する保険給付を受ける者が負担すべき額から、下記の一部自己負担金を除いた額を助成します。
ただし、入院時の食事療養標準負担額は対象となりません。

こども医療費助成事業における一部自己負担金（医療機関ごと）

通院	1日500円まで 負担上限：3歳未満は月2回、3歳以上は月4回
入院	1日500円まで 負担上限：月14日
薬局	無料

※一部市町村は一部自己負担金も助成しています。

市町村によって助成内容や手続きが異なりますので、詳しくはお住まいの市町村こども医療費担当課にお問い合わせください。

○医療情報

- ・医療情報ネット（ナビイ）
全国の医療機関・薬局を検索できます。



- ・大分県子ども救急電話相談
子どもが病気やケガで心配なときや、病院へ行った方が
良いかどうか判断に迷ったときなどに、看護師が相談に応じます。

相談電話番号

＃８０００（０９７－５０３－８８２２）

（県境地域は大分県外につながることがありますので
０９７－５０３－８８２２に掛けてください。）



○放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う児童を対象に、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び場と生活の場を提供しその健全な育成を図るものです。

〈放課後児童クラブ保護者負担金減免事業について〉

県では、クラブの利用が経済的に困難な世帯に対して、利用料の減免を実施しています。対象は生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯市町村民税非課税世帯です。

放課後児童クラブの利用（問い合わせ・申し込み）、保護者負担金減免の申請については、お住まいの市町村子育て支援担当課までお問い合わせください。

○こども食堂について

大分県内には、「こどもの居場所」として食事の提供や学習支援、体験活動交流活動に取り組むこども食堂があります。お住まいの地域のこども食堂については「おおいたこども食堂」ホームページよりご確認ください。



○県営住宅の優先入居について

住宅にお困りのひとり親家庭については、優先して住宅の援助を行う必要があるため県営住宅の入居者の決定の際に優先抽選枠を設けています。なお、県営住宅への入居に当たっては、所得の制限が設けられているなど申込資格が法令等により定められています。

問い合わせ先 大分県住宅供給公社 097-532-5137

※市町村営住宅については、お住まいの市町村の担当課へお問い合わせください。



問い合わせ先一覧



自治体名	担当課名等	電話番号	内容	
大分市	子育て支援課	097-537-5793	児童扶養手当	
		097-537-5796	こども医療費	
			ひとり親家庭等医療費	
			097-537-5721	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
	097-537-5688	短期入所生活援助(ショートステイ)事業		
	子ども入園課	097-585-5437	一時預かり	
	障害福祉課	097-537-5786	特別児童扶養手当	
別府市	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター	097-576-8246	ファミリー・サポート・センター
		0977-21-1427	児童扶養手当	
			特別児童扶養手当	
			こども医療費	
			ひとり親家庭等医療費	
		0977-21-3099	一時預かり	
	0977-21-1701	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金		
こども家庭課	0977-21-1239	子育て短期支援事業		
ファミリー・サポート・センター	0977-27-1189	ファミリー・サポート・センター		
中津市	子育て支援課	0979-22-1141	児童扶養手当	
	こども家庭センター	0979-22-1103	ひとり親家庭等医療費	
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	
		0979-53-6886	子育て短期支援事業	
	福祉支援課	0979-62-9802	こども医療費	
	保育施設運営課	0979-22-1129	特別児童扶養手当	
ファミリー・サポート・センター	0979-27-7715	一時預かり		
日田市	こども家庭相談室	0973-22-8292	ファミリー・サポート・センター	
			児童扶養手当	
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	
		こども医療費		
	ひとり親家庭等医療費			
	0973-22-8230	短期入所生活援助(ショートステイ)事業		
	こども未来課	0973-22-8317	一時預かり	
福祉支援課	0973-22-8290	特別児童扶養手当		
ファミリー・サポート・センター	0973-27-6406	ファミリー・サポート・センター		
佐伯市	こども福祉課	0972-22-3180	ファミリー・サポート・センター	
			児童扶養手当	
			こども医療費	
		ひとり親家庭等医療費		
	0972-22-3976	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金		
		短期入所生活援助(ショートステイ)事業		
		0972-22-3972	一時預かり	
障がい福祉課	0972-22-4514	特別児童扶養手当		
ファミリー・サポート・センター	0972-20-0726	ファミリー・サポート・センター		
臼杵市	子ども子育て課	0972-72-1085	児童扶養手当	
			ひとり親家庭等医療費	
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	
			一時預かり	
		0972-72-1086	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	
	福祉課	0972-72-1060	こども医療費	
	ファミリー・サポート・センター	070-4087-1591	特別児童扶養手当	
ファミリー・サポート・センター		ファミリー・サポート・センター		



自治体名	担当課名等	電話番号	内容
津久見市	社会福祉課	0972-82-9519	児童扶養手当
			特別児童扶養手当
			ひとり親家庭等医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
			一時預かり
			短期入所生活援助(ショートステイ)事業
竹田市	健康推進課	0972-82-9523	こども医療費
		0972-82-9519	ファミリー・サポート・センター
			児童扶養手当
			こども医療費
			ひとり親家庭等医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
豊後高田市	子育て支援課	0978-23-1840	一時預かり
			短期入所生活援助(ショートステイ)事業
			児童扶養手当
			こども医療費
			ひとり親家庭等医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
杵築市	福祉事務所 こども政策係	0977-75-2408	一時預かり
			児童扶養手当
			こども医療費
			ひとり親家庭等医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
			短期入所生活援助(ショートステイ)事業
宇佐市	福祉課	0978-27-8143	ファミリー・サポート・センター
			児童扶養手当
			こども医療費
			ひとり親家庭等医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
			短期入所生活援助(ショートステイ)事業
豊後大野市	子育て支援課 家庭支援係	0974-22-1072	一時預かり
			こども医療費
			特別児童扶養手当
			ひとり親家庭等医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
			短期入所生活援助(ショートステイ)事業
豊後大野市	子育て支援課 こども支援係	0974-22-1047	一時預かり
			こども医療費
			特別児童扶養手当
			ひとり親家庭等医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
			短期入所生活援助(ショートステイ)事業
豊後大野市	地域子育てサポート・センター	0974-22-1001	ファミリー・サポート・センター
			児童扶養手当
			こども医療費
			ひとり親家庭等医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
			短期入所生活援助(ショートステイ)事業

自治体名	担当課名等	電話番号	内容
由布市	子育て支援課	097-582-1262	児童扶養手当
			特別児童扶養手当
			こども医療費
			ひとり親家庭等医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
			一時預かり
	ファミリー・サポート・センター	080-2742-2659	短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ファミリー・サポート・センター
国東市	子育て支援課	0978-72-5114	児童扶養手当
			ひとり親家庭等医療費
			母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
			一時預かり
			短期入所生活援助(ショートステイ)事業
	福祉課	0978-72-5164	こども医療費
姫島村	住民福祉課	0978-87-2278	特別児童扶養手当
			児童扶養手当
			ひとり親家庭等医療費
			一時預かり
			短期入所生活援助(ショートステイ)事業
	健康推進課	0978-87-2177	こども医療費
日出町	子育て支援課	0977-73-3177	児童扶養手当
			特別児童扶養手当
			こども医療費
			ひとり親家庭等医療費
			一時預かり
	こども家庭センター	0977-73-3232	短期入所生活援助(ショートステイ)事業
九重町	健康・子育て支援課	0973-76-3828	ファミリー・サポート・センター
			児童扶養手当
			特別児童扶養手当
			ひとり親家庭等医療費
			一時預かり
	こども家庭センター	0973-76-3876	こども医療費
玖珠町	子育て健康支援課 こども家庭センター	0973-72-2022	短期入所生活援助(ショートステイ)事業
			ファミリー・サポート・センター
			児童扶養手当
			こども医療費
			ひとり親家庭等医療費
	福祉保険課	0973-72-1144	一時預かり
姫島村・ 日出町	東部保健所地域福祉室 (日出福祉事務所)	0977-72-2327	短期入所生活援助(ショートステイ)事業 特別児童扶養手当
			ファミリー・サポート・センター
九重町・ 玖珠町	西部保健所地域福祉室 (玖珠福祉事務所)	0973-72-9522	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

私たちにいつでもご相談ください





大分県
こども・家庭支援課作成

〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号県庁舎別館 3 階
TEL : 097-506-2703

令和 8 年 6 月